

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 年寄りの戯れごと 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 災難 弁護士 高橋 一弥
- ▶ 共同親権について 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 民事裁判手続のデジタル化の現状と展望 弁護士 竹村 一成
- ▶ AIの文書作成能力 弁護士 秋場 啓佑



代表弁護士 竹澤 京平

年寄りの戯れごと

今年の夏は去年にも増して猛暑・酷暑の毎日で、10月に入っても30度を超える日があったりで、何時になったら本格的な紅葉の秋が来るのか心配になります。春先の花の伝りの変化や各地での豪雨などを考えると、日本は亜熱帯地域になってしまったかのようで、いよいよ「四季のある国」から「二季しかない国」に変わってしまった感があり、このような気候変動については毎回のようには述べていますが心配でなりません。

ところで先日あるゴルフ場関係者から、今回コースの芝刈りのため無人運転の機械を2台購入したとの話がありました。1台3,000万円と云うことですが、これまで作業員を使って人力でコース整備をしていたが、作業時間の調整や、なによりこのところの人件費の高騰や人手不足で対応に苦慮しているの、思い切ってGPSを使ったコンピューター制御による無人大型芝刈り機の導入に踏み切ったとのことでした。その結果、お客さんのプレーが終った夜間に、誰れがいなくてもコースの主だった芝刈りが朝までには出来ていて作業が大巾に軽減されると云うことで、高額投資をしても十分に採算が合うとのこと。

こうした人手から機械へと云うケースは、気が付けばあちこちで見受けられ、スーパーやコンビニのレジの無人機や飲食店でのロボットの活用など身近なところで急速に始まっており、この流れは現在深刻化しているバスやトラックの運転手不足についても、車の運転無人化がもうすぐ実現できればあっと云う間に解消してしまうでしょう。

現在人手不足の解消策として高齢者の就労や外国人労働者の安定的確保が問題とされ、移民などについても語られているところですが、もしかすると、ある日突然これまで人手でしてきたことがロボットを始めとする機械に取って代われ、人手が不用となり失業者が増えることにもなり兼ねません。特にこうした職種では正規雇用者より非正規雇用者が多く、身分が不安定なことが多いと思われ、人員整理にあたり労働問題になることも懸念される場所です。

ですから、人手不足対策は拙速に結論を出すのではなく、多面的な角度から熟慮の上で結論を出さなければならないと思います。

このことはホワイトカラーと称せられる人々についても同様であり、AIがその仕事を奪ってしまうことも考えられ、現に企業の中には事務効率化に止まらず、人事考課や果ては経営方針までAIに頼ることが起きていると云われており、「AI社長」などと持て囃さ

れているようです。(数年前にAIの出現によりなくなる仕事のランキングが出ていましたが、AIの進化により更に影響される職種が増えているでしょう。)

これまで教育界とならんでITやAIの活用が遅れていると云われてきた法曹界についても、この波は押し寄せてきており、我々に最も関係のある裁判所の手続においてもウェブを活用した裁判や調停、更には訴状等の書面提出方法の変更など、私などなかなか付いて行けない状況です(幸いにして当事務所ではこうしたことに十分対応できる若い弁護士や事務局が居るおかげでなんとかこなしていますが)。

もしかすると、こうした流れが進むと、判断作業が主な仕事である裁判所は不用になってしまうかともすら思うところです(現行では憲法で三権の一翼として規定されているところであり、直ちに実現してしまう虞れはないと思っています)。

ただ、なに由、教育界や法曹界がITやAIの導入に遅れを取っていたかを考えると、いずれも「生身の人間」を対象としているからだと思います。

スピードが第一と考えられる時代かも知れませんが、このことは最後まで大切にされなければならないと考えるところで、時には立ち止って色々振り返ってみることも大切なのではないのでしょうか。

鏡ヶ浦の写真三題



ダイヤモンド富士



帆船とカモメ



夕陽

災 難

- 1 昔、杞の国に、天と地が崩れるのではと気を揉んだ者がいたという。

昨今、滝のような大雨が日本各地に大きな被害をもたらし、線状降水帯や記録的短時間大雨というような業界用語が日常用語化している。地震の巣の上に住んでいるから、来るべき大震災のそのときを覚悟するというある種の緊張感も常に内にある。

笑い話で済まされない自然災害も怖いが、近頃は、空から変なものが降ってきたり、足元が崩れる人災もある。

- 2 マンションやビルの屋上から歩道を歩く人の上にヒトが落ちてくる。落ちるのは自殺を図った者である。飛び降りた者は死亡するから処罰できず、賠償能力が乏しいことが多いだろうし、相続放棄すれば相続人は賠償責任を免れる。これを落雷と同じ災難と片付けられては、巻き添えを食って亡くなった被害者があまりに気の毒である。

犯罪被害者の遺族を支援するため国が遺族給付金を支給する「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者支援法）という法律がある。飛び降り自殺の巻き添えは犯罪被害である。ただ、故意犯の被害者にしか支給されない定めとなっているので、飛び降り自殺者に歩行者を傷つける気持ちがあったと言えなければ、遺族給付金は支給されない。

自殺者が遙か下を歩く見知らぬ者に害意を抱くはずはないから、刑事事件としては、刑法上の重過失致死罪とした上で、被疑者死亡という不起訴処分にされるのが通常であろう。が、犯罪被害者支援法では巻き添え被害者の遺族にも給付金が支給されている。法解釈論としては、落下した先に巻き添えになる被害者がいたならいたでもかまわないやという捨て鉢な気持ちが飛び降りる者にあった、というところにギリギリの傷害の故意を認めるのであろう（電車飛び込みの巻き添えも同様である）。かような解釈は、犯罪被害者の支援を社会の責務とする支援法の立法趣旨に適うし、法律が異なるのだから刑事処分とは異なる視点があっても一向に構わないのである。

ただ、遺族給付金というのは国が加害者に代わって支払う賠償金ではない。給付金は、逸失利益や慰謝料というような損害賠償の算定方式と異なり、（被害者の収入の日額の70% + α ）×（被害者の収入によって生計を維持していた親族の年齢や数に応じた一定の倍数）という算定の仕方をする。遺族の十分な救済とはならないことが支

援法の限界と課題である。

今年は、マンションの上層階から小学生がふざけて落とした泥団子が歩行者の頭に当たって重傷を負ったという事件もあった。この場合、被害者は親の監督責任を問うことが可能であったろう。

3 その瞬間、頭に何かが落ちてきたと思ったら、カラスの襲撃であった。

数年前の6月初旬。住宅街にある黒松で子育てをしていた親ガラスが、下を通りかかった私に急降下し、爪で頭を引っ掻いたのである。カラスの爪は結構大きく鋭い。毛の薄い頭頂部の地肌に残った2つの爪跡からは出血し、ずきずきした痛みもあり、ばい菌の感染を心配したが、洗って抗生剤を塗っておいただけで事なきを得た。頭の反射光がカラスを刺激したのではないかという心ない言葉も耳にしたが、カラスへの恨みは残った。しかし、毒まんじゅうで勝手に駆除することはできない。こんなカラスでさえ鳥獣保護管理法なる法律で保護されており、勝手に始末すると人間が処罰されるのである。

この鳥獣保護管理法は、野生の熊にも適用がある。ここ数年、熊被害が急激に増え、同じ場所で何十年も暮らしてきた生活の平穏が今、脅かされている。リスク覚悟の登山者と異なり、住民が日常生活の場で襲われているという事態は深刻であり、災難というほかない。相手が野生の熊であるから、襲われた被害者に犯罪被害者支援法の保護もない。いろいろな考え方があろうが、人か熊かと問われれば人である。包括的な予防策が難しい中、法律が改正されて猟銃駆除の運用が柔軟になったのには少し安堵した。

4 地が裂ける人災と言え、今春、道路が陥没してトラックが地中に落ち、運転手が亡くなったという八潮市の事故の記憶が新しい。遺体の引き揚げまで数ヶ月もかかり、まことに痛ましい出来事であった。陥没原因は下水道管の老朽化による破損のようであるが、そのとおりならば日本全国、同様の危険が至るところの地中に潜んでいることになる。地中には上下水道管、ガス管、電線管などいろいろ埋まっているし、細くて長い管の保守点検はかなり面倒である。腐食や損傷した箇所から漏れ出た下水が周辺の土にじわじわと浸潤し、ある日突然、道路が崩落するというのであるから、市民には避けようがなく、考えれば考えるほど道を歩くのすら怖くなる。

陥没事故が起これば、勿論下水道管や道路を管理する国や地方公共団体に賠償責任が生ずるが、あちこちで同じような事故が起きる前に、精度の高い地中探査機や保守点検ロボット等を開発し、列島全域で老朽管の順次入替えを行うべきである。これは資金を注ぎ込んでやろうと思えばできることである。

共同親権について

1 共同親権について

～2026年5月までに、新しい親権の制度が始まります

Aさん 共同親権という制度が導入されると聞きました。

離婚したら、どちらが子と一緒に生活するのかを決めて、離れて生活する側はお金を支払うものだとなんとなく思っていました。

これからは、子育てのやり方が変わってくるのでしょうか。

弁護士 今までの制度がガラッと変わるわけではありません。

離婚後の子の育て方について選択肢が増えるということです。

昔は、母親が親権（子を育てその財産を管理する権利です）を希望すれば、大体の事案は、母親に親権が認められていました。

最近は、父親が親権を求めて激しく争うことも増えています。

そこで、どちらか一方だけ子育てをするのではなく、離婚後も話し合って子の教育を進めようという考え方ができました。

これが、共同親権という制度です。

Aさん 他の国でも導入されているのですか。

弁護士 世界では共同親権の国が多数派と言えます。

アジアでは、中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシアなどで導入されています。

欧米では、アメリカ（ただし一部の州です）、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス（ただし一部の地域です）などで導入されています。

なお、国により制度の詳細は異なります。

Aさん 思ったより多くの国で導入されていますね。

弁護士 内容についてはこれから詳しくお話ししたいと思いますが、共同親権については2026年5月までに施行される予定とされており、まだ運用が始まっておりません。



そのため、以下のお話については、現時点の情報に基づく私の私見を含んでいますので、その点は割り引いて聞いて下さい。

2 従前の制度

～これまでは、どちらか片方だけが子育てをしていました

Aさん これまでは、離婚後の子育てについて、どのような仕組みになっていましたか。

弁護士 離婚をする際、夫婦に未成年の子がいる場合には、その親権を持つ親（これを「親権者」といい、親権がない親を「非親権者」といいます）を定めます。これまでは、父母のどちらかが親権者となっていました。

Aさん 親権者になったら、どのようなことができますか。

弁護士 親権者は、子について、どこに住んで、どの学校に通うのかを決めることができます。

また、子のために子の財産を管理します。

Aさん 非親権者の権利はありますか。

弁護士 非親権者には、子に会って交流する権利があります。

子も、非親権者に会う権利があります。

これを面会交流権といいます。

Aさん 非親権者は、いつでも自由に子と会うことができますか。

弁護士 まず、親権者の了解を得る必要があります。具体的な面会の方法は、話し合いで決めます。話し合いができない場合には、裁判所を通じて決めます。

Aさん 非親権者の義務はありますか。

弁護士 子は、非親権者に対し、財産的な援助を求めることができます。

これを養育費といいます。

Aさん 子はいつまで養育費を請求できますか。



弁護士 社会的・経済的に自立するまでです。

一般的には、20歳前後までと言われていますが、最近では大学卒業まで養育費を請求することが増えています。

3 共同親権の内容

～これからは、親権者が共同で子育てをする制度が導入されます

Aさん 共同親権が導入されたら、どのように変わりますか。

弁護士 子と同居する親権者（以下「同居親」といいます。）と、別居する親権者（以下「別居親」といいます。）を定めます。



同居親は、子の日常生活（食事、衣服、習い事等）について、1人で決定することができます。

他方で、日常生活上の重大事項（例えば、子の転居、進学先の決定、重大な医療行為等）や、子の財産管理については、別居親と共同で決定します。

Aさん もし、双方の意見がまとまらない場合には、どうなりますか。

弁護士 裁判所に申立をして、どちらかの親が、単独で決定できるようにします。

例えば、進学先について意見の相違がある場合に、進学先を決める親を、裁判所が指定します。

Aさん 共同親権のメリットはなんですか。

弁護士 離婚にかかわらず子が父母の愛情を受けて育つ環境が維持されることが考えられます。

また、離婚時における親権の争いが減るかもしれません。

さらに、養育費の支払や面会交流が促進されて、同居親の育児負担が軽減されることも期待されています。

Aさん 共同親権のデメリットはありますか。

弁護士 共同親権が認められる場合、離婚後も元配偶者との関係が続くことになります。

お互いに協力できる関係であればよいのですが、そうではない場合、子の教育方針を巡って争いが生じるかもしれません。

そうすると、意思決定に時間がかかるうえに、子に負担となる恐れも考えられます。



4 親権の定め方

～子の利益を踏まえつつ、夫婦で話し合って決めます

Aさん 今後は共同親権が原則になりますか。

弁護士 現時点では、どちらの制度が原則ということはありません。

親子関係や父母の関係性等を考慮し、子の利益の観点から、事案毎に検討されます。

ただし、共同親権が明らかに適さない事案については、単独親権にする必要があります。

Aさん どのような事案ですか。

弁護士 親から子への虐待がある場合、親同士の間で暴力等の事情があるために協議が困難な場合などです。

このような場合は、そもそも共同親権が適さないもので、単独親権となります。

Aさん 誰が親権の内容を判断するのですか。

弁護士 まずは離婚時に話し合いをします。

協議がまとまらない場合には、裁判所が判断します。

5 親権の変更方法

～裁判所への申立が必要で

Aさん 現在単独親権となっている子について、今後共同親権に変更することはできますか。

弁護士 裁判所に、「親権者変更調停」を申し立てることが考えられます。

Aさん どのような場合に変更が認められますか。

弁護士 法律上は「子の利益のために必要があるとき」とされており、明確な要件があるわけではありません。

事案毎に、子にとって何が最善かという観点から、子の生育状況や父母の関係性等を考慮し、判断されます。

もっとも、これまで単独親権しかなかったものであり、これからは共同親権が当然だということになると、社会に混乱をもたらす恐れもあります。

単独親権から共同親権に変更することについては、従前の子の生育環境や親権者を決めるに至った協議の結果等を考慮し、慎重に判断されるのではないかと推測されます。

6 最後に

共同親権については、まだ制度の運用が始まっておらず、細部が固まっておられません。

どのような制度になるのかは、実際に運用されてみないと分からないところもありますが、子の養育に有益な制度となってくれることを願っています。



以上

民事裁判手続のデジタル化の現状と展望

1 はじめに

近年、裁判手続について、デジタル化が進められています。

令和4年5月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」及び令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、民事調停、民事訴訟、民事執行、倒産、家事、非訟等に関する裁判手続のデジタル化が図られることになりました。この一連の制度改正は、一般的に、「民事裁判手続のデジタル化」と呼ばれています。

これらの法律は令和10年6月までの間に段階的に施行される予定であり、最終的には、上記各手続が、全面的にオンライン化されることとなります。

2 改正の全体像

今回の法改正は、単に書面を電子化するにとどまらず、「申立てから記録管理までを一貫してデジタルで処理する」仕組みを整備するものと言えますが、改正項目を大まかに整理するとすれば、次の3点にまとめることができるように思います。

(1) ウェブ会議等の活用

これまでも、民事訴訟の一部の手続においては電話会議やウェブ会議が用いられていました。そして、既に、令和6年3月1日より、口頭弁論手続に関しては、ウェブ会議で実施することが可能となっています。

令和8年5月に改正民事訴訟法が全面施行されることによって、検証や証人尋問等の手続もウェブ会議で行うことができるようになり、ウェブ会議によ

り可能な民事訴訟手続が広がることになります。

そして、民事訴訟手続以外の事件についても、順次、ウェブ会議が導入されます。例えば、家事事件手続については、令和7年3月までにはウェブ会議により離婚等の和解・調停が成立させられるようになりましたし、人事訴訟手続についても令和7年3月までに、ウェブ会議による口頭弁論が導入されました。

債権調査・債権者集会・財産開示等の手続でも、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議による参加が認められるようになる予定です。

(2) インターネットを利用した申立て等

従来は、訴状や申立書等を紙で提出していましたが、今後は、オンラインによる訴え提起、各種申立書の提出、裁判所からの送達受領等が可能になります。

まずは、民事訴訟手続におけるオンライン申立てが、令和8年5月までに、全面的に施行される予定です（弁護士等はオンライン申立てが義務づけられます。）。

その後、民事執行、倒産、家事事件等についても、オンライン申立てが順次拡大される予定です。

注目されるのは、裁判所間のオンライン情報連携です。例えば、民事執行を申し立てる際、これまで必要だった紙の判決書正本等の裁判所への提出を省略できるようになります（判決書データがサーバー上にありますので、それを確認すれば足りることになります。）。このように、裁判所間で電子的に情報を共有することによって、手続の迅速化と効率化が大きく進むことが期待されます。

また、裁判所と行政機関との連携（「バックオフィス

連携」等と言われます。)も実施される予定です。例えば、従前は、不動産登記の内容が関係する場合には、紙の全部事項証明書等を裁判所に提出していました。今後は、所定の情報を裁判所に提供することによって、裁判所側で登記の内容を確認し、紙の提出が不要となる予定です。

(3) 事件記録の電子化

これまで紙で保管されてきた訴訟記録は、原則、電子データとして作成・保存・管理されるようになります。判決書、調書等も電子化され、当事者等は、オンラインで事件記録にアクセスして、記録の閲覧やダウンロードを行うことが可能になります。この仕組みが整えば、弁護士や当事者は、紙で記録を保管しておく必要がなくなります。そのため、業務効率の向上や弁護士等の多様な働き方にも繋がる可能性があります。

3 実務における影響と課題

(1) 弁護士業務への影響

訴訟提起から期日参加まで、弁護士業務の多くがオンライン上で完結するようになり、弁護士は、時間的・地理的な制約から解放され、より効率化に働くことができる可能性があります。

他方、これまで、裁判所や相手方代理人等と実際に会うことによって得られていた密接なコミュニケーションの機会が減少する可能性も懸念されるところで、争点整理や和解等を行い辛くなるといった弊害も考えられます。

(2) セキュリティとプライバシー保護

電子化に伴って、情報セキュリティの確保が一層、重要になるように思われます(弊所でも、情報セキュリティ規定を設け、データ管理の安全性を高めるよう意識しています。)

4 おわりに

民事裁判手続のデジタル化は、単なる司法制度へのデジタル技術の導入に留まらず、司法へのアクセスの在り方そのものを変革する取り組みであって、司法制度の一つの大きな転換点と言えます。裁判制度の円滑な運用を支える立場にある弁護士として、今回の改正が、国民の権利実現により一層質するものになるよう、努力していく必要があるように感じています。



事務所旅行で訪れた湯布院(大分県)・金竜湖付近にて

AIの文書作成能力

1 はじめに

ここ数年、AI（人工知能）という言葉を目にしない日はないほどになりました。

ニュースでは生成AIが描いた絵や小説が話題になり、ビジネスの現場では会議の議事録や営業メールの作成など、様々な業務に取り入れられています。皆さんの中にも、実際にスマートフォンやパソコンでAIを利用したことがある方がいらっしゃるのではないでしょうか。

こうしたAIの活用は、私たち法律家の世界にも少しずつ広がり始めています。私自身、刑事弁護との関係で海外の方と連絡を取る必要があったのですが、メールでのやりとりをほとんどAIの翻訳を通して行いました。

また近年は特に文章を作成する能力が高まってきたことから、契約書、訴訟書面、顧客向けの案内文といった「文字で成り立つ法律業務」にAIが関わる場面は今後ますます増えていくと考えられます。

2 AIと法律業務の相性

法律業務には、大きく分けて二つの種類があります。

ひとつは「文書作成や文献・判例調査」であり、もうひとつは「依頼者の状況に応じた判断や助言」です。前者の領域ではAIの得意分野が活かされます。

例えば――

過去の判例を大量に検索して整理する

契約書の雛形を作り、条項の抜け漏れをチェックする

裁判例や学説をもとに、論点をまとめた下書きを作る

これらは人間が手作業で行うとそれなりに時間がかかる作業ですが、AIは一瞬で草稿を用意してくれま

す。もちろんその正確性には限界があり、必ず弁護士による点検・修正が必要ですが、「ゼロから考える負担」を大幅に軽くしてくれる点は無視できません。

一方で、依頼者が置かれている状況を踏まえて最終的な方針を決定すること、依頼者の不安に耳を傾け安心していただくこと、裁判所や相手方との交渉で人間ならではの説得を行うこと――こうした領域はAIでは代替できません。

つまりAIはあくまで「補助者」であり、「人間の弁護士を置き換える存在」ではないのです。

3 AI導入のメリットと注意点

AIを導入することの最大のメリットは、業務効率化です。定型的な作業にかかる時間を減らせれば、その分、依頼者との面談やオーダーメイドの検討に時間を割くことができます。

たとえば相続問題であれば、定型的な戸籍調査や申立書の雛形はAIが準備し、私たち弁護士は依頼者ごとの家庭事情や感情面に配慮して最適な解決策を探る、といった役割分担が考えられます。

ただし注意しなければならないのは、AIの回答が常に正確とは限らない点です。

法律の条文や判例を誤って引用してしまうこともありますし、そもそも事案に即していない一般論を提示してしまうこともあります。AIの生成した文章をそのまま使うのは危険であり、必ず専門家による確認が必要です。

AIの便利さに頼りすぎるのではなく、あくまで「使いこなす」という姿勢が大切です。

4 AIとこれからの法律サービス

AIをうまく活用できれば、法律サービスはこれまでよりも身近なものになる可能性があります。たとえば簡単な契約書のチェックや法律相談の一次対応をAIが担い、弁護士はより複雑で人間的な判断が必要な案件に集中できる。結果として、費用の低下や対応の迅速化につながり、依頼者にとってもメリットが大きいのです。

また、AIは24時間いつでも利用できるため、時間や場所を問わずに「とりあえず聞いてみる」ことが可能です。これにより「弁護士に相談するのは敷居が高い」と感じていた方が、一歩踏み出しやすくなる効果も期待されます。

もっとも、最終的な法的判断や依頼者の人生に関わる重要な決定は、やはり人間の弁護士が責任をもって担う必要があります。AIの導入は法律サービスをより良くする可能性を秘めています、それをどう使うかは私たち法律家自身にかかっているのです。

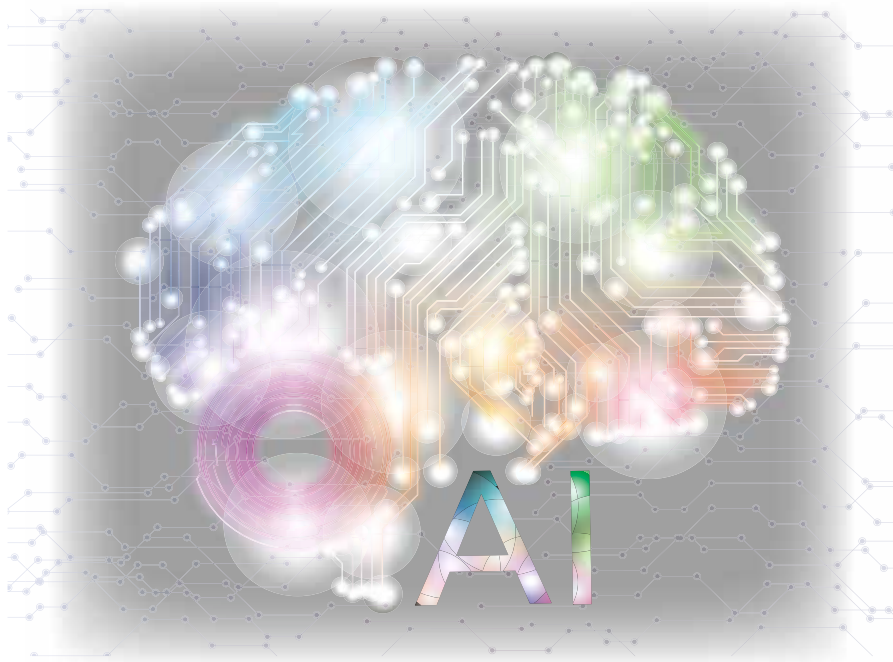
5 おわりに

AIは確実に私たちの社会を変えつつあり、法律の分野でも例外ではありません。

文章作成能力が高まったAIを活用すれば、効率的で質の高いサービスを提供できる可能性があります。しかし、AIがどれほど進化しても、人間の感情に寄り添い、依頼者のために最適な判断を下す役割は弁護士が果たし続けなければなりません。

なお、この文章はほとんどAIに作成してもらいました。私が出した指示は、「弁護士の立場から、AIと法律業務の関係をテーマにした記事を書いてください」というシンプルなものです。

皆さん、気づきました？



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

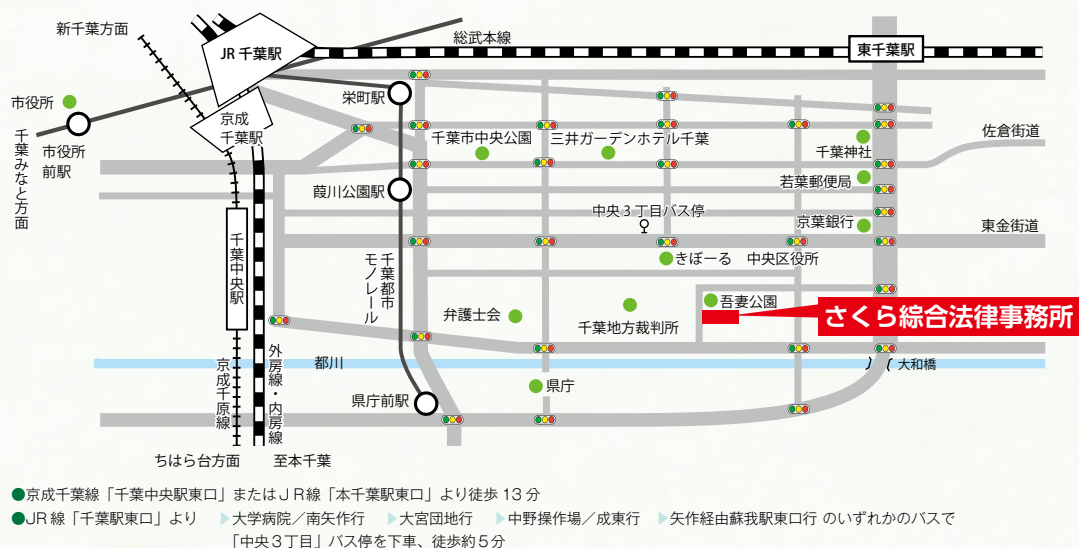
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはお相談ください。



弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>
<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)